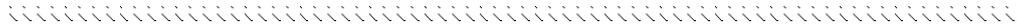


令和5年 第5回
本別町議会臨時会会議録



自 令和5年10月25日
至 令和5年10月25日

本別町議会

令和5年本別町議会第5回臨時会会議録

令和5年10月25日（水曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|--------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求める件〔草刈りによる飛び石に起因する車両損害事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕 |
| 日程第 5 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第11回）〕 |
| 日程第 6 | 議案第65号 | 令和5年度本別町一般会計補正予算（第13回）について |
| 日程第 7 | 議案第66号 | 令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について |
| 日程第 8 | 議案第67号 | 令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第 9 | 議案第68号 | 本別テレビ中継局放送機器更新工事請負契約について |
| 日程第 10 | 議案第69号 | 公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求める件〔草刈りによる飛び石に起因する車両損害事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕 |
| 日程第 5 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第11回）〕 |
| 日程第 6 | 議案第65号 | 令和5年度本別町一般会計補正予算（第13回）について |
| 日程第 7 | 議案第66号 | 令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について |
| 日程第 8 | 議案第67号 | 令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について |

- 日程第 9 議案第 68 号 本別テレビ中継局放送機器更新工事請負契約について
日程第 10 議案第 69 号 公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて
-

○出席議員（12名）

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
保健福祉課長	長屋和幸	住民課長	宮口淳哉
健康・こども課長	高橋紀尊	建設水道課長	加藤勉
企画財政課長	松本秀規	未来創造課長	野崎昌也
総務課主査	石川雅康	教育長	高橋哲也
代表監査委員	井出英彦		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川雅之	総務担当主査	越後忠
総務担当主事	今井綾香		

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和5年第5回本別町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川一郎議員、水谷令子議員及び加藤徹己議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第15号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて報告を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 報告第15号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、本別町役場駐車場内における車両接触による公用車両の事故であります。

令和5年8月9日午前11時5分、公用車両ランサーカーゴ帯広400さ8732が、本別町北2丁目4番地1本別町役場駐車場内において、駐車場から出るため後退したところ、停車していた車両に接触し損傷させたものです。

事故後直ちに、運転者の方へ謝罪と破損状況を確認し、10月16日に示談が成立し、民法第695条の規定に基づき和解し、損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1、和解の相手方については、記載のとおりです。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金23万4,927円と定め、本別町が相手方に対し、支払うものとする内容でございます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額町村有自動車損害共済金により賄われます。

今後は、このような事故を起こさないよう、安全運転をしてまいります。

以上、報告第15号の専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

次に、報告第16号令和5年度本別町一般会計補正予算（第12回）について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 報告第16号専決処分報告。

令和5年度本別町一般会計補正予算（第12回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正は、ただ今報告いたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,351万8,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、21節補償補填及び賠償金23万5,000円の増額補正は、先ほど報告いたしました公用車の車両接触事故に係る損害賠償金として支払うものであります。

上段の1、歳入であります。20款諸収入、4項1目7節雑入23万5,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和5年8月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第3号

○議長（篠原義彦） 日程第4 承認第3号専決処分の承認を求める件〔草刈りによる飛び石に起因する車両損害事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕を議題といたします。

本件について報告を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 承認第3号専決処分の承認を求める件〔草刈りによる飛び石に起因する車両損害事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕について、御説明を申し上げます。

本事故は、令和5年7月13日午前10時30分頃、本別町新町19番地3新町団地9棟付近において、刈払い機で新町公営住宅の空き家の草刈り作業を行っていた際に、相手方の車両へ石が跳ねてしまったことにより車両を損傷した事故について、次のとおり和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

なお、報告につきましては、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1の和解の相手方につきましては、記載のとおりです。

2の和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金11万9,449円と定め、本別町が相手方に対し、支払うものとする内容でございます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額全国町村会総合賠償補償保険により賄われます。

今後は、このような事故が起こらないよう細心の注意を払いながら、草刈り作業を進めてまいります。

以上、承認第3号の専決処分報告とさせていただきます。

御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 草刈り作業中の飛び石ということで、相手が今回は車だったということなんですけども、これ仮にね、人だったらやっぱり大変なことになるなということも含めてお聞きしますけども、基本的なこういう作業は必要だから当然やらなきゃならないと思いますが、こういうようなことにならないような安全の基準というか、そういうような申し合わせ事項も含めて、どのようになっているか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） ただいまの御質問でございます。

今回、人だったらという部分も含めてなんですけども、今回は車両にぶつけてしまったところでございます。

当然、草刈り作業をする際には十分気をつけた中でやってはいるのですが、今回に限っては草刈り作業をする際に、当然、何か対向物があれば、何て言うんでしょうか、防御板と言いましょうか、そういうのを持ち歩いて当然やっていたのですが、ちょうどその部分についてその分が欠けていたということで、普段飛ぶことは少ないのですが、今回そういう部分も含めてちょっと対応策がとれていなかったという部分については、大変申し訳なく思っているところでございます。

草刈りにつきましては、年2回から3回、これは何月何日にやるということではなくて、今年のように暑い日が続いた場合、今年に限っては3回ほど草刈り、空き家住宅の周りやらさせていただいております。当然担当につきましては、公園管理人のほうの草刈りの人員でやってございますが、全員でミーティングした中で、今回全員で取り組んだ中でのこういう事故でございました。今後はそのようなことも踏まえて、2度とないような形で取り進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 刈払い機のことの刃の部分なんですけども、恐らく飛び石するってことは鉄の円盤型の刃かなって思います、私たち農家も当然使っておりますけども。それとは別に、作業効率上の問題は当然あると思いますが、ナイロン刃っていうのは御存じだと思いますよね。それだとかこういう石のところなんかのこういうようなアクシデントがかなり軽減されると思われるんですが、そういうような検討も含めて、作業効率も含めてですけども研究しなきゃならないんじゃないかなと思うんですけども、その辺についての今の考えを。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 御質問にお答えさせていただきます。

今議員言われたように、刈払い機につきましては何て言うんでしょう、今言われた刃の部分と、あとナイロン系と当然私たちも使い分けて作業はしているところでございます。

今回多分刃の部分のほうで跳ねたと聞いてございます。

今後はその辺もきちっと事前に状況を把握した中で、何を使ったらいいかということも含めて、慎重に対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

水谷議員。

○4番（水谷令子） 今回は草刈り機ということで、車に当たったということですよ。その前公用車による駐車場での事故ということもありました。

このちょっとした配慮で、例えば駐車している車、何メートル以内だったらよけていただけませんかということね、言えば相手の車も損傷しないし、そういう配慮というのはこれからしていく考えはあるのかどうか伺います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

当然今議員からお話いただいた部分でございしますが、これは職員間の意識の関係だと思っております。先ほど報告させていただいた件、また今承認を話させていただいている件、いずれも職員の意識づけと考えております。これ私担当課長としましても大変今回申し訳なく思っているところでございます。この辺はきちっとしたミーティング、またコミュニケーションをとった中で、徹底して取り進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号専決処分の承認を求める件〔草刈りによる飛び石に起因する車両損害事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号専決処分の承認を求める件〔草刈りによる飛び石に起因する車両損害事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕は、報告のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第4号

○議長（篠原義彦） 日程第5 承認第4号専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第11回）〕を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 承認第4号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和5年度本別町一般会計補正予算（第11回）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、ただ今承認いただきました草刈り機の飛び石に起因する車両損傷事故に対する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,328万3,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、21節補償補填及び賠償金12万円の増額補正は、相手側車両修繕費を損害賠償金として支払うものです。

上段の1、歳入であります。20款諸収入、4項1目7節雑入12万円の増額補正は、この費用の全額が全国町村会総合賠償補償保険金で賄われるため計上いたしました。

以上、令和5年度本別町一般会計補正予算（第11回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第11回）〕を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第11回）〕は、報告のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第65号

○議長（篠原義彦） 日程第6 議案第65号令和5年度本別町一般会計補正予算（第13回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第65号令和5年度本別町一般会計補正予算（第13回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、地域活性化企業人材派遣事業に係る負担金の計上等が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,603万7,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

まず、2の歳出ですが、上段の2款総務費、1項総務管理費、10目まちづくり推進費、18節負担金補助及び交付金、負担金、地域活性化企業人材派遣事業110万円の増額補正は、本別公園における観光拠点の魅力向上を図るため、観光拠点づくりを手が

ける事業者から職員の派遣を受けるもので、その派遣に係る負担金を計上するものです。

その下、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1節報酬、民生委員児童委員推薦会委員3万3,000円の増額、7節報償費、記念品代1万円の増額及び8節旅費、費用弁償3,000円の増額補正は、民生委員児童委員1名の退任による退任時記念品贈呈と新たな委員推薦のため推薦会を開催する必要が生じたため計上するものです。

12節委託料、業務委託料、地域活動支援センター事業130万6,000円の増額補正は、地域活動支援センターの利用見込み回数増のため増額するものです。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、12節委託料、業務委託料、予防接種技術37万7,000円の減額及び19節扶助費、ワクチン予防接種37万7,000円の増額補正は、インフルエンザワクチン予防接種に係る委託先医療機関の予約等の状況により調整するものです。

次に、戻りまして3ページ、4ページをお開きください。

1の歳入ですが、2段目の18款繰入金、2項基金繰入金、13目1節個性あるふるさとづくり基金繰入金100万円の増額補正は、歳出で説明いたしました地域活性化企業人材派遣事業に基金を充当するため増額するものです。

以上、令和5年度本別町一般会計補正予算（第13回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

高橋議員。

○9番（高橋利勝） それでは6ページ、3款民生費の12節委託料、業務委託料、地域活動支援センター事業が130万6,000円になってますけども、この地域活動支援センター事業は、当初予算では28万8,000円でしたが、今回3倍以上になっています。

改めて、この事業の詳細の内容と補正に至った経過についてお伺いします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 高橋議員より御質問のありました内容について答弁させていただきます。

まず、地域活動支援センターでありますけれども、この事業につきましては障害者総合支援法に基づきまして、創作的な活動、生産活動、社会との交流促進などの機会を促進するといった事業であります。

こちらにつきましては、当初予算といたしまして48回分という形で予算をしておりました。これまでににつきましては、高等養護学校等に通われてる方の長期休み、冬休みですとか夏休みにご家庭に帰ってきたときなどに利用されるといったケースが多くあったわけですが、本年度につきましては体調がなかなか安定しない方、特に精神を患っている方が4名ほど、毎日ではないんですけれども、体調の良いときにそういった訓練といたしますか、通所されて社会との接点を持っている、居場所として利用されている

というような方が多く利用が今年度されております。

それで継続的に今後も利用が見込まれるという形でありまして、かつ就労支援B型といったような事業にちょっと移行できるような方ではないというような判断をいたしまして、地域生活支援事業の一つであります市町村事業という形で、今回地域活動支援センターの利用を見込むという形で予算計上させていただいたところでありまして、以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 1点お聞きします。

6ページ、まちづくり推進費、18節負担金補助及び交付金の110万円、地域活性化企業人材派遣事業、こちらの詳しい説明を求めます。また、こちらの110万円のうちの100万円が個性あるふるさとづくり基金から充当するということですが、その理由もお答えください。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

この事業につきましては、本別公園の整備に関する調査研究のための人材派遣となります。オートキャンプ場整備ですとか静山研修センターの跡地活用も視野に、観光拠点である本別公園のさらなる魅力アップを図るため、地方創生を軸に観光拠点作りを手がける事業者には調査研究のための職員派遣を依頼するものであります。

予算110万円の根拠につきましては、22万円掛ける5か月分、11月から3月までの経費になってまして、主に2人分の2泊3日程度の旅費になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 私のほうから基金の充当の部分についてお答えさせていただきます。

この基金につきましては、いわゆる企業版のふるさと納税でいただいた部分を100万円今回充当するものでして、企業版のふるさと納税につきましては、地方創生に関するプロジェクトに対して企業が支援を目的として寄付を行なうというような形になっておりまして、今回先ほど説明がありましたとおり、地域の魅力発信に係る事業であるという部分につきましては、今回令和4年度にいただいた寄付金を充当しているということになっております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 再度お聞きします。

本別公園の魅力作りのために人材派遣していただくということですが、今年度、公園の事業どういうふうに進むか検討しているところですが、町民も気になっていると思います。こちら差し支えなければ、どういった業者の方が来ていただけるのか、教えてください。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

事業者につきましては、小規模自治体において観光ですとか移住定住、教育事業など地方創生事業を展開する事業者になっております。本社東京になります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは5ページ、6ページ、まず、2款総務費、18節負担金補助及び交付金、負担金といたしまして地域活性化企業人材派遣事業でまちづくり推進事業、こちらの110万円についてお伺いをいたします。観光推進ということで本別公園に関係するところという御説明をいただいたところでございますが、こちらの見込まれる効果、狙いといたしまして、現状分析、現状がどうであって、狙いとしてはどうしたい、どうなりたいとお考えの上での御提案となっているのか、具体的にお伺いをいたします。

また、事業者の選定の経緯等についてですが、小規模自治体における観光や移住定住等に取り組まれている東京が本社の事業者ということでございますが、こちらを想定される、選定されるに至る経緯といたしますか、背景といたしますか、本町とどのような接点等を持たれてとかどういう実績があつてというようなところ、そちらについての詳細をお伺いいたします。

2点目でございます。3款の民生費、こちら12節委託料、業務委託料といたしまして地域活動支援センター事業130万6,000円、障害者福祉事業ということでございます。こちらこの事業の本町の特色、本町らしさというものがあれば、例えば他の自治体等と比較して、本町はこうですというものがあれば、お伺いをいたしたい。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず1点目の効果ですとか狙いってところなんですけども、今回調査研究ということで、その中でどういった手法がいいのかですとか、どういった運営方法がいいのかっていったところを調査をしていただくんですけども、最終的にはどういった施設が本別公園にとって良いのか、また、先ほど言いましたどういった運営方法が良いのかっていう方向性を出せればと考えております。

事業者の選定の経緯ですけども、実は本別公園の整備ということで、今年度もいろいろと検討してきた経緯はあるんですけども、中には大手のアウトドアメーカーですとかそういったところもちょっと検討を視野に入れていたんですけども、費用面ですとか運営体制についてちょっと課題が残ったというところで断念をしたという経緯もございます。その中で、8月の下旬にこの事業者のほうから提案をいただきまして今回人材派遣をいただくんですけども、経緯としては、グランピング事業等の観光の実績がまずあるということ、それと単なる提案ではなくて、そういうグランピング事業を運営しているという実績もあるものですから、そういう視点に立った提案をしていただけるのかなということで今回選定をしております。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の御質問に答弁させていただきます。

地域活動支援センターの本町の特色ということでございますが、予約などをなしに、好きなときにふらっと立ち寄れるというような形になってまして、契約は必要ですけれども、ご自分の体調ですとか、そのときの気分とかに合わせて自由に通所いただけるということですか、困りごとの相談、例えば医療機関ですとか、地域の支援機関との連携といったところで、そういったところのサポートなども間に入って、場合によっては同行したりというような形なども行なっているというような形が、本町の特色ではなからうかと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ではまず、2款総務費について改めてお伺いをいたします。

こちらまず、事業者の選定に際しては8月下旬に提案をいただいたというところがございますが、その前段としては大手のアウトドアメーカー等も検討していたというところがございます。これ大手のアウトドアメーカー等については庁内で検討していたのみなのか、折衝等も行なったのか、例えば打診をしてみて費用面の提案をいただいたとか、運営体制はこうなりますよというようなものをいただいた上で断念をしたのか、その辺の背景についてお伺いをいたします。

あと8月下旬にこの東京本社の事業者から提案があったということでございますが、その他の事業者と比較検討というのをされたのか、されたのであれば何社を比較した上でこの事業者を選定されたのか、お伺いをいたします。

また、さきに質疑した件で、現状分析どように行なっていてどうしたいのかとお伺いしておりますので、現状はどうかということをお伺いいたします。と申しますのも、町長の公約の中でこの本別公園の整備というものもありましたし、町長といたしましては、就任後の実績の一つとしてもこの本別公園の整備、挙げられておりますので、その実績がどのようになっているのかという点の視点からもお伺いをいたします、現状ですね。

続きまして、3款の民生費、業務委託料の地域活動支援センター事業についてでございます。本町の特色の一つとして予約なしで利用できるよというところが御答弁からありました。こちら利用者やその関係者等から寄せられる、その他の要望等というものがあるのか、声と言いますか、こうなってほしい、あんなってほしいというものがあるのか。あるのであればこれまでの事業、またこの提案の事業の中で、それらが包含、含まれているのかという点についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず1点目の打診をしたのかと、費用面についてもということなんですけども、直接その事業者と折衝はしておりません。町内の事業者を通して、その費用面ですとか整備の方法ですとかそういうのを伺っております。その中で判断をして、ちょっと難しいなという結論に至っております。

2点目、今回の事業者について他社と比較したのかということなんですけども、他

社との比較はしておりません。というのも、整備だけでしたらできるんですけども、ちょっと運営のほうも一緒にということで検討している経過もあるものですから、今回その他社との比較はしておりません。

公園の現状についてなんですけども、公園整備、今年もすごくキャンプ場賑わってまして、キャンプ場のほか本別公園全体賑わってまして、特にシャワーハウスを設置したことによって、今年度についてはシャワーハウスの利用状況も増えてますし、キャンピングカーがロコミでやっぱりそのシャワーボックスがあるということで、キャンピングカーが非常に増えているという実績がございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の再質問に答弁させていただきます。

利用者のほうからは継続的な利用がしたいというようなことはお聞きしておりますけれども、事業内容について具体的なものについては伺っておりません。

また、事業者からもこういったものがあつたらいいというような形のところは、今のところ聞いておりません。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 2款総務費の地域活性化企業人材派遣事業について改めてお伺いをいたします。

事業者の選定の部分についてでございますが、整備ならできるよと、その後の運営もあるからということで特段その比較検討はされていないという趣旨の御答弁だったと捉えておりますが、自治体との関係を持っていたりグランピングの提案や実績がある事業者というのは数多く、ごまんとまでは申しませんが、数多くあると私は捉えているところでございますが、それら比較検討しなかった理由というのは、前提として数多くありますよと。それが限られたものではないという前提の下なんですけども、そのような認識をもし私と共有共通認識を持てているということであればというお伺いになりますが、なぜA社B社C社と他の自治体ではどういう実績を持たれているというようなところを選定して、より良い事業者選び、最少の経費で最大の効果を得るための努力というのをなさらなかったのかという点について、理由があればお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず、大手のアウトドアメーカーですとかそういったところでいけば、運営ですとか整備だとかそういうところをやる事業者っていうのはたくさんいるのかなとは認識をしております。その中で、今回のその事業者を選定した理由としては、まず1点目の調査研究であることっていうことなんですけども、全国で20近い自治体と事業を展開しているということと、先ほど言いましたグランピング観光事業の実績があること、北海道内でも4市町ですか、実績があるということで今回選定をしております。

また、今回の選定に至った理由なんですけども、そういったところを含めて大手事業者っていうのは、実は整備に関する費用というのがその事業者が抱えている事業者で整備をするということで、町内の事業者が使われないっていう現状もありまして、今回

の事業者につきましては運営も携わっているんですけども、その自治体の中の事業者を使いながら実施をしていけるということもありまして、そういうところで今回選定をさせていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第65号令和5年度本別町一般会計補正予算（第13回）についてを採決いたします。

お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。
したがって、議案第65号令和5年度本別町一般会計補正予算（第13回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第66号

○議長（篠原義彦） 日程第7 議案第66号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第66号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、インフルエンザワクチン予防接種に係る予算の調整が主な内容であります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。
歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,493万4,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中ほど2、歳出であります。5款保健事業費、3項健康管理センター事業費、2目健康管理事業費、12節委託料76万5,000円の減額補正及び19節扶助費77万円の増額補正は、インフルエンザワクチン予防接種に係る委託先医療機関の予約等の状況により調整するものです。

上段1、歳入であります。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金5,000円の増額補正は、収支の調整によるものです。

以上、令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第67号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案第67号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第67号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険団体連合会介護系システム端末のライセンス更新に伴うものであります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,595万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節使用料及び賃借料6万2,000円の増額補正は、国民健康保険団体連合会介護系システム端末のライセンス更新によるものであります。

以上で歳出を終わります。上段の1、歳入であります。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金6万2,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました、国民健康保険団体連合会介護系システム端末のライセンス更新によるものであります。

以上、令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第68号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第68号本別テレビ中継局放送機器更新工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第68号本別テレビ中継局放送機器更新工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別テレビ中継局放送機器更新工事請負契約締結に当たりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議

会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は本別テレビ中継局放送機器更新工事で、工事内容は、本別町美里別33番地12に設置しております本別テレビ中継局の地上デジタル放送用送受信機4台の更新及び1台の新設、送受信空中線工事、予備電源装置の更新、監視装置の更新を行なうものでございます。

当該工事につきましては、現有設備施工業者以外の者に施工させた場合、既設の設備と密接に関連していることによって施工に著しい支障が生じる場合や、故障等が生じた場合の原因の特定が困難になること、また責任区分が曖昧になることが想定されるため、契約の方法につきましては、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づく随意契約による契約締結とし、見積り参加業者は、札幌市の株式会社三新の1者を選定いたしました。

令和5年9月20日に見積り合わせの執行を通知し、令和5年10月6日に見積り合わせを執行、契約金額は5,500万円で、見積り回数は1回で決定しております。契約の相手方は、札幌市北区北15条西2丁目1番8号の株式会社三新、代表取締役社長小竹勝規でございます。

仮契約は、令和5年10月10日に行なっております。工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は令和8年3月19日でございます。

以上、議案第68号本別テレビ中継局放送機器更新工事請負契約についての提案に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 放送機器の更新についてですが、まず4台更新で1台が新設ということでございます。こちらの1台を新設することによって、その必要性また新設することによって町内においてどのような影響を及ぼすのか、どのように向上するのかという点についてお伺いをいたします。

あとこちら放送機器の耐用年数というのはどの程度のものなのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

今回4台の更新と1台の新設というところなんですけれども、1台につきましては、テレビ北海道、TVHですね。いわゆる7チャンネルのチャンネル増設にかかる機器になっております。これまで町内で一部の地域におきましては7チャンネル視聴できたんですけれども、それ以外の部分については見れないという状況になっておりましたので、今回の工事によって町内全域で7チャンネルのカバーができるということになります。

機器の耐用年数につきましては、おおむね15年程度になるんですけれども、前回の現在の機器につきましては平成20年に交換設置をしているというところなので、今年で15年経過するということにもなりますので、今回更新をかけるということになって

ございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号本別テレビ中継局放送機器更新工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号本別テレビ中継局放送機器更新工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第69号

○議長（篠原義彦） 日程第10 議案69号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第69号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、令和5年6月16日午後3時22分頃、本別町南4丁目121番地地先国道242号線において、相手方の車両が前方不注意により対向車線にはみ出し、対向直進中の公用車両、道路パトロール車エクストレイル帯広800さ4354と衝突し、公用車両を損傷させた事故について、次のとおり和解し損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び同項第13号の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

1、和解の相手方については、記載のとおりです。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる本別町の損害額を一金174万880円と定め、この全額を相手方が負担するものとし、このうちレッカー車費用13万2,880円及び代車費用30万8,000円は、それぞれ役務提供事業者に、車両修繕費用130万円は、本別町に支払いをしていただくとする内容でございます。

以上、議案第69号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第69号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについてを採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。
したがって、議案第69号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
令和5年第5回本別町議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会宣告（午前10時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年10月25日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 方 川 一 郎

署名議員 水 谷 令 子

署名議員 加 藤 徹 己